

PiTaPa 加盟店規約の主な変更点

変更後	変更前
<p>第2条（定義）</p> <p>本規約において、用語の意味を次のとおり定義します。</p> <p>（1）～（7）省略</p> <p>（8）「PiTaPa カード番号等」とは、PiTaPa カード毎に設定された識別番号をいいます。なお、当社がその業務上会員に付与する割賦販売法（昭和36年法律第159号）第35条の16第1項に定める「クレジットカード番号等」（PiTaPa カード券面）を含みます。</p> <p>（9）「<u>クレジットカード・セキュリティガイドライン</u>」とは、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けたガイドライン」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該ガイドラインに相当するものを含む）であって、その時々における最新のものをいいます。</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>本規約において、用語の意味を次のとおり定義します。</p> <p>（1）～（7）省略</p> <p>（8）「PiTaPa カード番号等」とは、PiTaPa カード毎に設定された識別番号をいいます。なお、当社がその業務上会員に付与する割賦販売法（昭和36年法律第159号）第35条の16第1項に定める「<u>クレジットカード番号等</u>」（<u>クレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号またはセキュリティコード</u>）を含みます。</p> <p>（9）「<u>実行計画</u>」とは、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた<u>実行計画</u>」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該<u>実行計画</u>に相当するものを含む）であって、その時々における最新のものをいいます。</p>
<p>第4条（信用取引）</p> <p>1. 省略</p> <p>2. 加盟店は、回数券、商品券、印紙、切手、プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高い商品および当社が別途指定した商品、サービス等については、<u>当社があらかじめ認める場合を除き、信用取引を行わないもの</u>とします。</p>	<p>第4条（信用取引）</p> <p>1. 省略</p> <p>2. 加盟店は、回数券、商品券、印紙、切手、プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高い商品および当社が別途指定した商品、サービス等については、<u>信用取引を行わないもの</u>とします。</p>

<p>第6条（信用取引の方法）</p> <p>1. 省略</p> <p>2. 加盟店は、すべての信用取引について、以下の各号に掲げる事項を確認し、偽造カードの利用その他の PiTaPa カード番号等の不正利用（以下「不正利用」という）に該当しないことを確認するものとし、<u>クレジットカード・セキュリティガイドライン</u>に記載のとおり、不正利用のリスク等に応じて必要かつ適切な不正利用防止措置を講じるものとします。</p>	<p>第6条（信用取引の方法）</p> <p>1. 省略</p> <p>2. 加盟店は、すべての信用取引について、以下の各号に掲げる事項を確認し、偽造カードの利用その他の PiTaPa カード番号等の不正利用（以下「不正利用」という）に該当しないことを確認するものとし、<u>実行計画</u>に記載のとおり、不正利用のリスク等に応じて必要かつ適切な不正利用防止措置を講じるものとします。</p>
<p>第7条（不審な取引の通報）</p> <p>1. 省略</p> <p>2. 前項の場合において、当社または委託先が当該取引における PiTaPa カードの使用状況の報告、PiTaPa カードおよびカード発行会社の確認、会員番号と PiTaPa カードの会員名の確認、本人確認等の調査の協力を求めたときは、加盟店はこれに協力するものとします。</p>	<p>第7条（不審な取引の通報）</p> <p>1. 省略</p> <p>2. 前項の場合において、当社または委託先が当該取引における PiTaPa カードの使用状況の報告、PiTaPa カードおよびカード発行会社の確認、会員番号と PiTaPa カードの会員名の確認、本人確認等の調査<u>およびカード回収の依頼等</u>の協力を求めたときは、加盟店はこれに協力するものとします。</p>
<p>第8条（信用取引の円滑な実施）</p> <p>1. 省略</p> <p>2. 省略</p> <p>3. 加盟店は割賦販売法第2条第3項に定められる包括信用購入あっせんに該当する信用取引を行った場合、割賦販売法第30条の2の3第5項およびその施行規則に定める事項を遅滞なく会員へ<u>情報提供</u>または<u>書面に記載して交付</u>しなければならないものとします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法その他の法令上加盟店に課される会員に対する<u>情報提供</u>または<u>書面交付義務</u>を遵守するものとします。</p>	<p>第8条（信用取引の円滑な実施）</p> <p>1. 省略</p> <p>2. 省略</p> <p>3. 加盟店は割賦販売法第2条第3項に定められる包括信用購入あっせんに該当する信用取引を行った場合、割賦販売法第30条の2の3第4項およびその施行規則に定める事項を<u>記載した書面</u>を遅滞なく会員へ交付しなければならないものとします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法その他の法令上加盟店に課される会員に対する書面交付義務を遵守するものとします。</p>
<p>第10条（無効カードの取扱い）</p> <p>1. 省略</p>	<p>第10条（無効カードの取扱い）</p> <p>1. 省略</p>

<p>2. 加盟店は、当社所定の時期および方法により、当社から<u>最新の</u>ネガデータを取得しなければなりません。</p> <p>(削除)</p> <p>3. 当社から特定の PiTaPa カードを無効とする旨の通知を受けた場合、その通知によって無効とされた PiTaPa カードの提示者に対しては信用取引を行わないものとします。</p> <p>4. 加盟店は、当社から特定の PiTaPa カードのポストペイ利用を一時停止とする旨の通知を受けた場合、信用取引を行わないものとします。</p> <p>5. 加盟店は、明らかに偽造・変造と判断できる PiTaPa カードを提示された場合には、PiTaPa カード提示者に対し信用取引を行わないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。</p>	<p>2. 加盟店は、当社所定の時期および方法により、当社からネガデータを取得しなければなりません。</p> <p>3. 加盟店は、午前0時を跨って連続して物販端末等を使用して信用取引を行なうことはできないものとします。ただし、<u>前項の履行を行った場合は、この限りではありません。</u></p> <p>4. 当社から特定の PiTaPa カードを無効とする旨の通知を受けた場合、その通知によって無効とされた PiTaPa カードの提示者に対しては信用取引を行わないものとし、<u>可能な限り当該カードを回収し、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。</u></p> <p>5. 加盟店は、当社から特定の PiTaPa カードのポストペイ利用を一時停止とする旨の通知を受けた場合、信用取引を行わないものとします。</p> <p>6. 加盟店は、明らかに偽造・変造と判断できる PiTaPa カードを提示された場合には、PiTaPa カード提示者に対し信用取引を行わないものとし、<u>可能な限り当該カードを回収し、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。</u></p>
<p>第17条（会員との紛議とカード利用代金等）</p> <p>1. ～3. 省略</p> <p>4. 当社から紛失・盗難、不良会員または第三者利用等の理由により<u>協力を</u>依頼した場合、加盟店は<u>解決に向けて協力するものとします。</u></p>	<p>第17条（会員との紛議とカード利用代金等）</p> <p>1. ～3. 省略</p> <p>4. 当社から紛失・盗難、不良会員または第三者利用等の理由により PiTaPa カードの回収を依頼した場合、加盟店は <u>PiTaPa カードの回収に協力するものとします。</u> PiTaPa カードの回収について後日会員と紛議が生じた場合は、<u>当社が責任をもって解決するものとします。</u></p>
<p>第22条の2（個人情報安全管理措置）</p> <p>1. ～4. 省略</p> <p>5. 当社は、加盟店による個人情報の漏洩等が、安全管理措置の不備（加盟</p>	<p>第22条の2（個人情報安全管理措置）</p> <p>1. ～4. 省略</p> <p>5. 当社は、加盟店による個人情報の漏洩等が、安全管理措置の不備（加盟</p>

<p>店が設置するコンピュータその他サーバの脆弱性を含みますがこれに限られません)に起因するものと認められた場合には、加盟店に対し、必要かつ合理的な指導を行うことができ、加盟店は当該指導に基づき、必要な措置を講じるものとします。この指導は、以下のものを含みますがこれに限られません。</p> <p>(1) 外部の第三者から加盟店が個人情報を保有するコンピュータその他のサーバに侵入されない強固なシステムの整備・改善</p> <p>(2) 加盟店がオーソリゼーション後に保管・保持を禁止されている当社が指定する情報の廃棄徹底</p>	<p>店が設置するコンピュータその他サーバの脆弱性を含みますがこれに限られません)に起因するものと認められた場合には、加盟店に対し、必要かつ合理的な指導を行うことができ、加盟店は当該指導に基づき、必要な措置を講じるものとします。この指導は、以下のものを含みますがこれに限られません。</p> <p>(1) 外部の第三者から加盟店が個人情報を保有するコンピュータその他のサーバに侵入されない強固なシステムの整備・改善</p> <p>(2) 加盟店がオーソリゼーション後に保管・保持を禁止されている<u>暗証番号、または</u>当社が指定する情報の廃棄徹底</p>
<p>第24条 (加盟店情報の利用等)</p> <p>1. 加盟店は、当社、<u>委託先および加盟店募集等斡旋委託先</u>が本規約に基づく契約上で知り得た加盟店における取引情報、および加盟店申込みに関する情報を、加盟店審査および当社の取引上の判断のために利用することに同意するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、当社が、加盟店の名称、所在地、電話番号、営業時間等の加盟店に関する情報を <u>PiTaPa カードの販売促進、広告宣伝のために、当社が提携する企業等</u>に提供することに同意するものとします。</p>	<p>第24条 (加盟店情報の利用等)</p> <p>1. 加盟店は、当社<u>または</u>委託先が本規約に基づく契約上で知り得た加盟店における取引情報、および加盟店申込みに関する情報を、加盟店審査および当社の取引上の判断のために利用することに同意するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、当社が、加盟店の名称、所在地、電話番号、営業時間等の加盟店に関する情報を <u>会員に対して提供する目的において、当社が提携する企業</u>に提供することに同意するものとします。</p>

その他、表現の修正等の軽微な変更をしております。